

医政経発 0125 第 4 号
令和 4 年 1 月 25 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長
(公印省略)

「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る
医薬品の適切な流通について（周知依頼）

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」（令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。）により、通知の別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられるため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除していただくよう協力を依頼したところです。また、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての情報提供を依頼しているところです。

あわせて、早期の安定供給に資するよう、別添写しのとおり、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注をしていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けいただくこと

への協力依頼について、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会及び四病院団体協議会宛て通知するとともに、卸売販売業者に対して、当該成分規格の供給が偏らないように受注・出荷を行い、返品を避けていただくよう配慮していただく等により、医薬品の安定供給及び円滑な流通への協力を依頼することについて、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品販社協会宛て通知しましたので、ご了知していただるとともに、これらの団体に加盟していない医療機関・薬局等の関係者を含め、貴管下関係者への周知徹底方よろしくお願ひします。



医政経発 0125 第 2 号

令和 4 年 1 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る
医薬品の適切な購入について（協力依頼）

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」（令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。）により、通知の別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられるため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除していただくよう協力を依頼したところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての適切な情報提供について協力をお願いしたところであり、これを踏まえ、今般、厚生労働省では、医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、別添写しのとおり、当該製品ごとの供給状況について調査を実施し、その結果を公表することを予定しております。

このように、後発医薬品の製造販売企業を中心として、通知に基づく出荷調整の解除等を通じて安定供給の確保のための努力を継続的に実施していただいているところですが、早期の安定供給の確保に資するよう、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について、重ねてご協力とご配慮をいただきたく、貴会関係者への周知方よろしくお願いします。

写

医政経発 0125 第 2 号
令和 4 年 1 月 25 日

公益社団法人 日本歯科医師会 担当理事 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る
医薬品の適切な購入について (協力依頼)

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。)により、通知の別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられるため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除していただくよう協力を依頼したところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての適切な情報提供について協力をお願いしたところであり、これを踏まえ、今般、厚生労働省では、医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、別添写しのとおり、当該製品ごとの供給状況について調査を実施し、その結果を公表することを予定しております。

このように、後発医薬品の製造販売企業を中心として、通知に基づく出荷調整の解除等を通じて安定供給の確保のための努力を継続的に実施していただいているところですが、早期の安定供給の確保に資するよう、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注をしていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

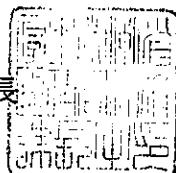
について、重ねてご協力とご配慮をいただきたく、貴会関係者への周知方よろしくお願いします。



医政経発 0125 第 2 号
令和 4 年 1 月 25 日

公益社団法人 日本薬剤師会 担当理事 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る
医薬品の適切な購入について (協力依頼)

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け
医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。)により、通知の
別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられ
るため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除して
いただこう協力を依頼したところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよ
う、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての適切
な情報提供について協力をお願いしたところであり、これを踏まえ、今般、厚生労働省では、
医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、別添写しのとおり、当該製品ご
との供給状況について調査を実施し、その結果を公表することを予定しております。

このように、後発医薬品の製造販売企業を中心として、通知に基づく出荷調整の解除等を
通じて安定供給の確保のための努力を継続的に実施していただいているところですが、早期
の安定供給の確保に資するよう、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込み
や在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けて
いただくこと

について、重ねてご協力とご配慮をいただきたく、貴会関係者への周知方よろしくお願ひし
ます。

写

医政経発 0125 第 2 号
令和 4 年 1 月 25 日

一般社団法人 日本病院会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る
医薬品の適切な購入について (協力依頼)

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け
医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。)により、通知の
別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられ
るため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除して
いただこう協力を依頼したところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよ
う、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての適切
な情報提供について協力をお願いしたところであり、これを踏まえ、今般、厚生労働省では、
医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、別添写しのとおり、当該製品ご
との供給状況について調査を実施し、その結果を公表することを予定しております。

このように、後発医薬品の製造販売企業を中心として、通知に基づく出荷調整の解除等を
通じて安定供給の確保のための努力を継続的に実施していただいているところですが、早期
の安定供給の確保に資するよう、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込み
や在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けて
いただくこと

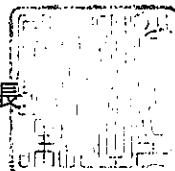
について、重ねてご協力とご配慮をいただきたく、貴会関係者への周知方よろしくお願ひし
ます。

写

医政経発 0125 第 2 号
令和 4 年 1 月 25 日

公益社団法人 全日本病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る
医薬品の適切な購入について (協力依頼)

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。)により、通知の別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられるため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除していただくよう協力を依頼したところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての適切な情報提供について協力をお願いしたところであり、これを踏まえ、今般、厚生労働省では、医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、別添写しのとおり、当該製品ごとの供給状況について調査を実施し、その結果を公表することを予定しております。

このように、後発医薬品の製造販売企業を中心として、通知に基づく出荷調整の解除等を通じて安定供給の確保のための努力を継続的に実施していただいているところですが、早期の安定供給の確保に資するよう、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1ヵ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

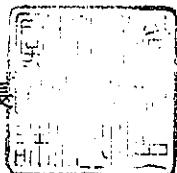
について、重ねてご協力とご配慮をいただきたく、貴会関係者への周知方よろしくお願ひします。



医政経発 0125 第 2 号
令和 4 年 1 月 25 日

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る
医薬品の適切な購入について (協力依頼)

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。)により、通知の別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられるため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除していただくよう協力を依頼したところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての適切な情報提供について協力をお願いしたところであり、これを踏まえ、今般、厚生労働省では、医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、別添写しのとおり、当該製品ごとの供給状況について調査を実施し、その結果を公表することを予定しております。

このように、後発医薬品の製造販売企業を中心として、通知に基づく出荷調整の解除等を通じて安定供給の確保のための努力を継続的に実施していただいているところですが、早期の安定供給の確保に資するよう、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の御に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について、重ねてご協力とご配慮をいただきたく、貴会関係者への周知方よろしくお願ひします。

写

医政経発 0125 第 2 号
令和 4 年 1 月 25 日

公益社団法人 日本精神科病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長

「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る
医薬品の適切な購入について (協力依頼)

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け
医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。)により、通知の
別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられ
るため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除して
いただこう協力を依頼したところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよ
う、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての適切
な情報提供について協力をお願いしたところであり、これを踏まえ、今般、厚生労働省では、
医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、別添写しのとおり、当該製品ご
との供給状況について調査を実施し、その結果を公表することを予定しております。

このように、後発医薬品の製造販売企業を中心として、通知に基づく出荷調整の解除等を
通じて安定供給の確保のための努力を継続的に実施していただいているところですが、早期
の安定供給の確保に資するよう、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1ヵ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込み
や在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の御に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けて
いただくこと

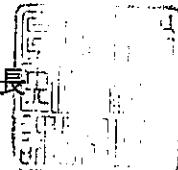
について、重ねてご協力とご配慮をいただきたく、貴会関係者への周知方よろしくお願ひし
ます。



医政経発 0125 第3号
令和4年1月25日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の適切な流通について (協力依頼)

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。)により、通知の別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられるため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除していただくよう協力を依頼したところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての適切な情報提供について協力をお願いしたところであり、これを踏まえ、今般、厚生労働省では、医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、別添写しのとおり、当該製品ごとの供給状況について調査を実施し、その結果を公表することを予定しております。

このように、後発医薬品の製造販売企業を中心として、通知に基づく出荷調整の解除等を通じて安定供給の確保のための努力を継続的に実施していただいているところですが、あわせて、医療機関、薬局等の医療関係者に対して、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について協力と配慮をお願いしているところです。貴会におかれましては、流通担当事業者として、製造販売業者、医療機関・薬局等と協力しつつ、当該成分規格の供給が偏らないよ

うに受注・出荷を行い、返品を避けていただくよう配慮いただく等、引き続き、医薬品の安定供給及び円滑な流通にご協力いただきますよう、貴会員会社へ周知方よろしくお願いします。



医政経発 0125 第3号
令和4年1月25日

一般社団法人 日本ジェネリック医薬品販社協会 会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の適切な流通について (協力依頼)

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。)により、通知の別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられるため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除していただくよう協力を依頼したところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての適切な情報提供について協力をお願いしたところであり、これを踏まえ、今般、厚生労働省では、医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、別添写しのとおり、当該製品ごとの供給状況について調査を実施し、その結果を公表することを予定しております。

このように、後発医薬品の製造販売企業を中心として、通知に基づく出荷調整の解除等を通じて安定供給の確保のための努力を継続的に実施していただいているところですが、あわせて、医療機関、薬局等の医療関係者に対して、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注をしていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について協力と配慮をお願いしているところです。貴会におかれましては、流通担当事業者として、製造販売業者、医療機関・薬局等と協力しつつ、当該成分規格の供給が偏らないよ

うに受注・出荷を行い、返品を避けていただくよう配慮いただく等、引き続き、医薬品の安定供給及び円滑な流通にご協力いただきますよう、貴会員会社へ周知方よろしくお願いします。

写

医政経発 0125 第 1 号
令和 4 年 1 月 25 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る
医薬品の供給状況の調査について (調査協力依頼)

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」(令和3年12月10日付け
医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。)により、通知の
別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられ
るため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除して
いただくよう協力ををお願いしたところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよ
う、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況について把握頂
き、例えば、業界団体のウェブサイトに掲載する等により、適切な情報提供を行うことについて
も協力ををお願いしているところです。

これを踏まえ、今般、医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、各製造
販売企業が販売する製品ごとの供給状況についての調査を実施することとしました。

つきましては、貴団体の加盟団体を通じて、通知の別添1の成分規格を製造販売する会社
に対し、別添の『「医薬品供給状況にかかる調査」へのご協力のお願い』に従って調査に協力
いただき、回答していただきますよう周知及びご指導いただけますようお願いいたします。

また、製造販売する医薬品を安定的に供給することは、一義的には製造販売企業の責務
であることから、今後は、該当する成分規格を製造販売する製造販売企業が、該当品目の供
給の状況について各社のウェブサイト等において公表し、その旨を貴団体に報告し、貴団体
においてそれらの情報をとりまとめて提供いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願ひいた
します。